

島尻地域振興開発推進協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、島尻地域振興開発推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 この協議会は、島尻地域の開発計画策定並びに事業の施行促進を図り、島尻地域の振興と活性化を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成のために次の事業を行う。

- (1) 島尻地域振興開発基本計画の策定に関すること。
- (2) 島尻地域内各団体で協議する地域開発に係る重要事項の調整に関すること。
- (3) 島尻地域内の諸公共事業等の促進に関すること。
- (4) その他地域振興に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別紙に掲げる市町（以下「構成市町」という。）の市町長、議会議長、農協支店長等及び商工会長（以下「四団体」という。）をもって組織する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、一般財団法人南部振興会内に置く。

(総会の議決事項)

第6条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算に関すること。
- (4) 基本計画策定に関すること。
- (5) 役員選任に関すること。
- (6) その他重要な事項。

(役 員)

第7条 この協議会に次の役員をおく

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委 員 8名（正副会長含む）
- (4) 監 事 2名

(役員を選出)

第8条 委員は、市町長、議会議長、農協支店長等及び商工会長の職にある者の中から各々2名の推薦をもって充てる。

- 2 正副会長は、委員の中から互選する。
- 3 監事は、4団体の中から委員会において選任する。

4 役員の任期は、2年とする。

(役員職務権限)

第9条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 委員は、委員会を組織し、この協議会の会務を執行する。

4 監事は、協議会の出納を毎会計年度1回以上監査しなければならない。

(会議)

第10条 協議会の総会は、毎年1回(5月)開催するものとし、第4条に掲げる四団体をもって構成し、会長において必要があると認めた場合に開催することができる。

2 委員会は、会長において随時、これを開催する。

3 総会及び委員会の議長は会長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会等の設置)

第11条 協議会は、第3条に掲げる専門的事項の調査研究をするため専門委員会(委員若干名)を置くことができる。

2 専門委員は、会長が委嘱する。

3 専門委員会に関する事項は、会長が定める。

(関係市町等の協力)

第12条 協議会は、その所掌事務に関し必要があると認めるときは関係市町に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(経費の支弁の方法)

第13条 協議会の経費は、四団体の負担金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び会計年度)

第14条 協議会の予算は、前条の規定により納付する負担金その他の収入を歳入とし、協議会の所掌する事務の執行に要する全ての経費をその歳出とする。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 会長は、毎会計年度予算を調整し、総会の議を経なければならない。

(費用弁償等)

第15条 協議会の会長、副会長、委員、監事及び専門委員等は、その職務を行うために要する費用弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、別に定める。

附 則

この会則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年4月18日から施行する。

附 則

この会則は、昭和62年7月3日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年5月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年1月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年5月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年7月22日から施行する。

別表 1

構成する市町村 [構成市町村 (第 1 条関係)]

| | | | | | |
|-------|------|-----|------|------|------|
| 糸 満 市 | 豊見城市 | 南城市 | 八重瀬町 | 与那原町 | 南風原町 |
|-------|------|-----|------|------|------|

島尻地域振興開発推進協議会専門委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島尻地域振興開発推進協議会会則（昭和59年4月1日施行）第11条の規定に基づき、南部地域の安全・安心の道づくりと観光振興等経済活動の活性化を促進するためその基盤である公共交通網の整備等に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を取り扱う。
(1) 南部地域の公共交通網の将来的あり方に関する事項
(2) その他必要な事項

(構成)

第3条 専門委員会の委員（以下「委員」という。）は、構成市町村担当職員及び会長が任命した者とする。

(役員)

第4条 専門委員会に次の役員を置く。
(1) 委員長1人
(2) 副委員長1人
(3) 委員4人
(4) その他専門委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任することが出来る。任命の日から第2条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときには、委員の職を失い、後任の者を新たに任命するものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
(1) 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 専門委員会の会議は、会長が招集し、委員長が議長になる。
2 委員長が、必要であると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(代理出席)

第8条 委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年8月21日から施行する。

島尻地域振興開発推進協議会 組織図

